

校訂『犬山里語記』（巻の四）

日比野 晃

はじめに

一、誤字と思われるものには右横に（）をつけて訂し、脱字・脱文は（）をつけて補い、必要に応じて校合本との校異を注に記した。

一、明らかに誤字であるものは断りなく訂した。

一、以上のうち、底本に引用されている証文などは、句読点を付したほか、原則として特に訂さないで原文のままとした。

本稿は、肥田家蔵写本（小島由松写本）を底本とし、名古屋市立博物館蔵本・犬山市立図書館蔵写本（近藤秀胤写本）・国会図書館蔵写本・犬山北小学校謄写本を校合・参考にして、これの忠実な翻刻に努めた。肥田信易の自筆本とみることのできる、名古屋市立博物館蔵本を底本にしなかつた理由は、それが巻の十までの記載であり、肥田家蔵写本に比して記述内容が削除されている点があるからである。なお、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

一、適宜に段落を設け、句読点・並列点を付した。

一、変体仮名・合字は通行の平仮名に改めた。そして平仮名には、必要に応じて濁点を施した。

一、漢字は原則として新字体を用いた。古字・俗字・略字などは通行の字体に改めた。また、宛字・借字は底本のままにした。

一、底本には送り仮名の欠けている個所があるが、特に意味がとれない場合に（）をつけて補った以外は、そのままとした。

語句の注と校異は、語句の右下に（）をつけて番号を付し、本稿の末尾にまとめて記した。この校異からみてもわかるように、『犬山里語記』は、犬山市立図書館蔵写本・肥田家蔵写本のグループと名古屋市立博物館蔵本・国会図書館蔵写本・犬山北小学校謄写本のグループの、少なくとも二系列のものがものされたと考えられる。前者は赤堀家所蔵であったものを写本しているが、その原本の所在はわかつていない。後者の国会図書館蔵写本は、名古屋市立博物館蔵本を巻の四下が欠落する以前に写本したものであろう。また、犬山北小学校謄写本は巻の十二迄あり、後者の他の二本との細かい表現の違いが存在している。なお、本稿でとりあげた校異は、内容中心のものであって、文の配列・表現の違いなどには及んでいない。

犬山里語記 卷の四 目録上下

犬山里語記 卷の四

一、愛宕山長泉寺

一、青海山薬師寺井御証文

一、青海山瑞泉寺井御朱印・御黒印・御証文・制札の文言

以上ハ上の卷

一、了義山徳授寺井御証文

以下、下の卷

一、金剛山祥雲寺

一、神護山先聖寺

一、日輪山常満寺

一、一部山専念寺

一、翁山妙感寺

一、妙立山本光寺

一、龍運山妙海寺井法華三ヶ寺へ御証文

寺院 愛宕山長泉寺延命院

天台宗にて山城國愛宕山長床坊の末寺也。葉上流。境内、五反歩除地。此有坪武千百壱坪。草創は慶長十一年午也。当所鍛冶屋町の住人、銘鍛冶兼常と云者、大權現を帰依し奉る。⁽²⁾（修驗と成て名を長泉坊と改め、本山へ登り）⁽¹⁾ 義旦法印より神体請し奉り、永く本末と約し、帰国して先づ居宅裏地に勧請し、同年六月廿二日に社建立成就して、木の下村にて御城の旧地を賜り寺とす。其後、前原新田入鹿山白雲寺弟子良陳と云僧、住職して以来、清僧地と成。当寺の門は御城の有し時の姿にて用い来るといふ。小笠原様の御証文（井愛宕山大権限の事）⁽³⁾ 等は、神社の部、愛宕社の所に顯す。

青海山薬師寺宝光院

真言宗。大和国初瀬小池坊の末寺にて新義也。⁽⁴⁾ 薬師寺とは一山の惣名。宝光院とは、むかし十三坊の時の学頭也。境内、四町壱反五畝十武歩御除地。内武町四反余は、當時の姿垣外畠にて有之。寺領、十七石三斗也。むかし此寺領、犬山の内にて有し哉。今、其所不知。今之地は寺家廢する跡也と見ゆ。⁽⁵⁾ 此有坪壱万九百四十五坪也。此寺、開基^(山)は行基菩薩にて天平六年甲戌草創、七堂伽藍の大寺也。寺家十三坊にして名藍也。⁽⁶⁾（今、薬師寺は其学頭宝光院也）むかし、灯明田三十六反有のよし。中興、玄喻法印は寛永八年未に円寂也。其

以上

以前は不詳。御証文如左。

延享三年七月より、願の上、盈寺に成。其余の坊名不知。

犬山薬師寺宝光院、屋敷拾三坊何も藪共、如前々令寄進処、為

一、正徳三年午に此境内に「秋葉大権現旧地の辺りと聞侍る」穴熊
來りて栖む。鉄砲にてこれを打殺たりと云。

後日一札如斯候

慶長七年

小笠原和泉守

十一月廿七日

吉次

書判

宝光院

薬師寺宝光院(寺)⁽⁷⁾領之義、如前々可有、寺納旨為御諭如此候、
恐々謹言

丑七月四日

志水甲斐守

名乗

書判

犬山

宝光院

信濃宮の伝に曰、後醍醐天皇第三皇子一品宮、始は妙法院に御入
室有りて、一品法親王尊澄と申奉る。天皇、隱岐国へ遷幸の時、此
法親王、讃州宅間へ移れさせ給ふ。元弘三年、御帰俗在りて宗良親
王と称し奉る。一品中務卿に任じ、征夷將軍に補し東国にまします。
尾張國犬山を領知し給ふ。御子基良親王、其御子尹良王迄御三代の
領知。良王は応永年に薨御ありて、御法号を瑞泉寺殿と申奉る。か
くは瑞泉の寺伝に見へ侍らず、(と)いへども、信濃の宮の伝記(8)に
よみ侍りて、こゝにしるす。

禪宗関山派田舎本寺と称す。日本国紫衣大和尚、順次勤務の輪番
地也。御朱印地、今は御黒印也。境内・山林共四拾壱町三反三畝十
武歩、御除地。外に寺領高五拾石、田畠。余坂村にて田壱町八反八
畝六歩、是を寺田といふ。内田村にて畠武町五反五畝武十五歩。

今の出来町先きより巾下は、往古海の由。其うみより出現し給ふ
本尊といふ。

一、十五堂・聖天堂は堂舎の部に出(す)。

一、境内(に鎮座)⁽⁸⁾の神社は、神社の部に出す。

一、客殿に弘法大師(を)安置す。

一、寺家大宝坊は境内堀反三畝武歩の地なる。尤、惣境内の内也。

当寺之儀、南化和尚・天猷和尚、別而御肝煎ニ付、式目被遣候、
一々不可有違輩候、以来猶可被任兩和尚尊慮候、寺納者如御式

目、以領米加修理、算用等專一二候、恐々謹言

卯月十日

石川備前守

光吉

書判

瑞泉寺
侍者中

光吉

書判

丑二月四日

伊 備前守 書判

瑞泉寺住持様

免々

瑞泉寺領之事、當物成者進候間、無相違御請取可被成候、末々
之儀者下野様御理可被成候、恐々謹言

御朱印（の写）

一、当寺之事、為関山派本寺之条、早再興尤候、材木乍付役并（召下ニ付河並）

御黒印（の写）

諸役除之状、如件

元亀式

敬公

一、尾張国丹羽郡犬山本郷之内五拾石之事、前々可有寺納候、
并山林竹木門前諸役等、令免許者也

元和七年
六月二日

秀吉公

一、尾張国丹羽郡犬山本郷之内五拾石之事、全可寺納候、并山
林竹木門前諸役、令免許候也

文禄五

四月廿三日

一、右同断

寛文七年二月十七日

忠吉公

一、尾張国丹羽郡犬山本郷之内五拾石之事、全可寺納候、并山
林竹木門前諸役、令免許候也

慶長六

七月九日

一、右同断

宝永六年十二月十七日

享保二年十一月十七日

一、右同断

元文四年十二月十七日

一、石取事
右條々有違犯族者可被處嚴科者也

元和七年五月三日

一、右同断

宝曆十三年十二月十七日

一、右同断

一、右同断
寛文七年十二月十七日

制札
当寺於境内不可殺生事

伐採山林竹木事

山林并屋敷境可為如前々事

渦之内寺僧之外不可有出入事

當寺於境内不可放牛馬事

右條々於違犯之輩者可處嚴科者也

天正九年辛巳霜月吉日 信長朱印

一、右同断

天正十年九月日 定成書判

一、右同断

天正十四年十月 不知書判

太閤様御直書御消息

枝柿一折、数三百、遠路到来、悦思^(食)合候、尚石川備前守可申也

卯月八日 ○御朱印

瑞泉院

禁制

一、殺生之事

一、伐採山林竹木事

瑞泉寺境内

一、當寺草創は、人皇百二代称光院の御宇、応永廿弐年乙未也。開山は無因大和尚・日峯大和尚。兩開山の尊像を開山塔に安置す。

是を本源院と云。額有、筆は不知。本源院といふ事は、日峯大和

尚荆道し給ふを本源院と云、其本源不失為也と云。

一、方丈の本尊は虚空藏菩薩。里語に、此本尊は勢州朝熊山の虚空

藏菩薩也。日峯大和尚、此本尊を当山にうつし、かの地には和尚の染筆にて書残し給ふと云。此仏、天竺⁽¹⁴⁾にて渡らせ給ふと聞へける。

塔頭八ヶ院

黄梅院・龍濟庵・慈明庵・妙喜庵・大龜庵・臥龍庵・輝東庵

臨溪庵

右の内、慈明庵は久しく廃して旧地龍濟庵の持也。今は南芳庵を

入て八塔とす。大龜庵とは龍泉院の旧名也。(慈明の旧地は妙喜の北、

龍泉の南の藪なり⁽¹⁵⁾)

里語に、大龜、龍泉と改号は、伊深正眼寺塔頭景川塔主とむかし

替たりと云。今、大龜と称するは、むかし龍泉と呼し由。

末山八ヶ寺

丹羽郡前原新田 福昌寺 臥龍派下

同郡 南山名村 頤宝寺 同断

同郡 今井村 光陽寺 同断

同郡 羽黒村 興禪寺 臨溪院派下

右同村⁽¹²⁾ 笑面寺 同断

同郡 善師野村 陽徳寺 同断

右同村 福昌寺 同断

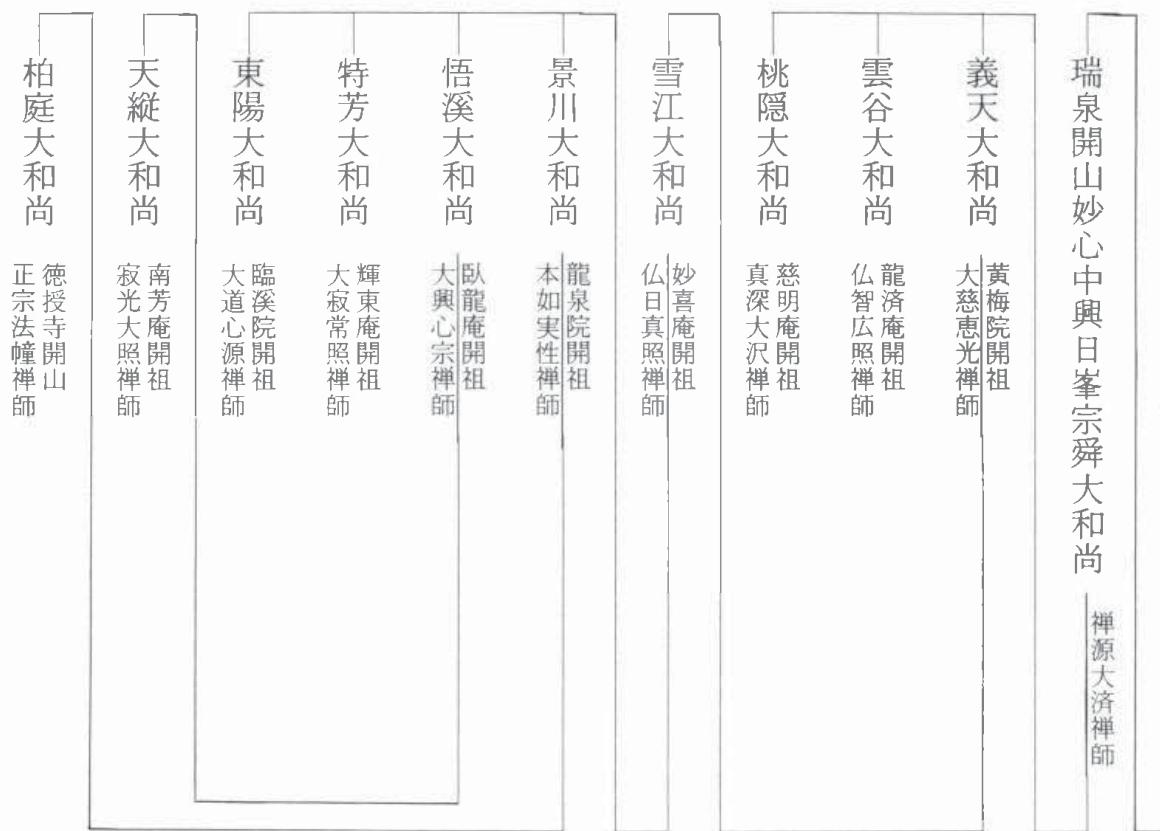
右同村 禅龍寺 同断

釈尊廿八世達磨円覚大師

禅宗の初祖にて、釈尊の心法宗を天竺⁽¹⁶⁾より唐土にうつし給ふ。

初祖廿八世大応国師⁽¹⁷⁾

心法宗を唐土より日本にうつし給ふ。



妙心派下の禅宗は景・悟・特・東の法孫なり。一山に此四派有寺は、妙心・瑞泉にて、他山には決てこれなし。

一、本源塔 方丈北の山上に有。日峯大和尚の遺髪を納し墓也。享和二年戊秋、讃岐国高松鐘山慈恩寺より当山へ贈り来る。仍て築之。

一、鐘樓 以前の事は不知。享保十七年壬子に濃州洲原白山宮にありしを買得て再建す。(同五月十五日に供養有り、鐘銘を書頭す)^{(19)あ}一、惣門 里俗、黒門といふ。石川備前守御寄進の由。是は濃州兼山古城の御門なるよし聞へける。青龍山の額字、龍濟庵の客住仁溪長老の筆也。

仁溪長老は内田村の産にして、妙心寺にて僧となり、讃州に住持して寂といふ。

一、裏門 是は往古よりあり來し由。むかしは風呂門といふよし伝えける。此辺に浴室ありし所なり。此門前に古木の大松二株有、東陽松といふ。東陽和尚手づから植給ひし樹木也。三百余年の後なるに、今、枝葉盛也。

一、青龍池 開山堂の北隅也。清泉湧出てたゆることなし。千麁の節、僧衆雨を此池に乞り⁽²⁰⁾、感應顯然たり。又、宿龍池といふ。むかし、青龍飛出て天に登り、靈泉湧出たり。青龍山瑞泉寺とは、こゝによる事也。

一、昆明池 庫裡の前也。

一、浴室 鐘樓の南にあり。

一、東司 昆明池の下、輝東庵の上に有。

- 一、宝藏 方丈のうし寅に有。
- 当山、往古の諸堂如左
- 一、開山塔 (本源院といふ額) 今の方丈の北也。本源院の額有。
- 一、方丈 九間に十三間。今の所也。
- 一、侍真寮 錦鏡亭の北也。此錦鏡亭は今の方丈の北の岩上也。
- 一、書院 今(の)庫裡の東に有と云。山上に有事か。今、其旧地も不見。
- 一、雪堂 茶堂近辺の由。
- 一、茶堂 昆明池の半迄懸ヶ造り也。昆明池、一名茶堂池といふ。
- 一、大庫裡 今のが輝東庵の上也。
- 一、小庫裡 所しぬれず。
- 一、衣鉢閣 雲夢沢西の曲(り)に有。
- 一、中門 唐門也。青龍山の額有。
- 一、山門 寛永(の)頃迄焼破し、柱礎の残有し由。
- 一、惣門 今のが所也。
- 一、後門 北の今のが門也。(是を風呂門と云。浴室の有しところなり)⁽²¹⁾
- 一、玉堂 味噌倉也。
- 一、經堂 臥龍庵の上にあり。
- 一、僧堂 今のが鎮守の所也。
- 一、鎮守 靈龜廟と云額有。今のが黃梅院の西也。
- 一、祠堂 所不知。地蔵尊を安置す。

一、薪屋 今のが輝東庵の艮の角にあり。

一、雪隱 輝東庵の上に有。

一、小社并拝殿 玉堂の上にあり。何の神社といふ事不知。

右の外、塔頭も其所を替、黃梅院は今のが御廟の所也。黃梅・慈明の式ケ院廢して、二大和尚の牌面は龍濟庵に祠る。(龍濟の住僧法麟乾瑞首座と僧中興して、今のが地に黃梅院を再建す。開基は犬山加藤市兵衛と云事あれども、開發か再建か不知)⁽²²⁾ 輝東庵は常住の東、白山平の境なる所に有し由。南芳庵は今のが地の下に有。龍濟庵の後山に宝珠庵跡といふ所有。支院・塔頭共合て七拾余院の由申伝ふ。其院号の知れたるは如左。

黃梅院	龍濟院	慈明庵	妙喜庵	大龜庵	臥龍庵	輝東庵
臨溪院	南芳庵	太有院	大仙軒	南栄院	富青院	慶雲庵
保福庵	得月軒	蕪雨軒	松霍庵	宝珠庵	紫雲庵	得意庵
要津庵	自得庵	竹雲軒	雲授庵	鳳林庵	吸江庵	喜雲軒

右余の支院名号不知。

一、当山の建立は応永廿弐年にして、開山日峯大和尚御歳四十七、八の頃也。無因和尚印可の後、勢州朝熊山に登りて大藏經を觀給ふ事三、五年。其比、内田村に左衛門次郎と云長者有。是を里人、さ(い)むしと呼ぶ。又、仏さいむとも云。此人、大信者にて神社・仏閣を参礼する事、月に日に止む時なし。ある時、勢州に參宮し、朝熊山に登り、師の閑所に立寄。師に謁して申けるは、毎度參詣の折に師の看經を見ずといふ事なし。師曰く、汝は何國の人なる哉。答曰、尾州犬山也。師曰、尾の繼鹿尾山は行程近きや。答曰、

峯を並て一里に近しとぞ申ける。方疆・路程迄も具に御尋有。是

が瑞泉寺のはじめ也。無因大和尚遷化し給ふにより、津州海清寺

に赴き、其後濃州可児郡春木無着庵に暫く閑居し給ふ。此寺、慶

長の末迄有し由。今は亡し。師、繼鹿尾山え御登り以前、曉に寂

光院主に本尊の觀世音告て曰、吾山へ客僧有、奔走可仕と。

院主驚き、夢也と思ひまた安眠す。時に本尊、院主の室中に光を放ち

(て曰)、吾山へ客僧有、いかゞ奔走せざる哉。院主夢中に、夫は

何國より御渡りの如何成御僧ぞと云んとするに、天地震動の心地

して、瑞光現し、師の尊容を明白に見奉る。驚き起て、寂光院を

莊嚴し、今や登山し給ふと待所に、其日未の刻計りに、古紙子の

破たる御衣に鉢囊をかけ、疲たる柱杖にて登山有。院主、走り出

て迎ふ。夢中に現して正見したる御容に少しも不違。弥驚き、走

り寄り御手を取り、遅々と渡せ給ふもの哉、曉天より待かねたり

と申て、院内に入奉る。師曰、吾は左様尊敬し給ふものにあらず、

余人の事にて候はん。院主曰、忝も当山の本尊、愚僧に御示現あ

り、師の尊容迄も夢中にあり／＼と見奉る。何の疑かあらん。山

中の法徒、罔遠・渴仰して不斜、尊敬し奉る。時に、内田左衛門

次郎もこれを承り、速に登山し、師に謁し、朝熊山にて御目に懸

候事共物語、奔走し奉る。師は寂光の閑所へ入て大藏經を見給ふ。

左衛門次郎曰、私によき山有、師に奉(ら)ん。師、応諾して次

郎を案内に立、峯々谷々迄御覽有。地は佳境也。只、恐らくは水

のなき事を。又、玄瑞沙弥をして見せしむ。たちまち岩間より冷

水湧出て少し湛る事小池のごとし。青龍、舞戯して天に登る。今

日比野 晃・校訂『犬山里語記』(卷の四)

の宿龍池也。則、此山を草創して青龍山瑞泉寺と号す。⁽²³⁾ 開山は無因和尚を勧請し奉る。仍て繼鹿尾山本尊へ當寺より月並饑法、十七日に修礼する事懈怠なし。四派の後に至りて、正・五・九月十七日に成、其後たえて、開帳毎に修礼する事なり。今、怠なし。

寺任先規、毎開帳饑法一座令執礼事無怠慢者也

午

臨溪院 印判

午

輝東庵 印判

林鐘廿三日

臥龍庵 印判

瑞泉寺

龍泉院 印判

進呈

寂光院

此証文、寂光院に秘藏す。

一、当山草創十四、五年程、師、住山して、歳六十四、五の比、妙心寺無住故に^(戒力)破成に及ぶ。宗門の諸老・五山の敦請に仍て、正法山へ移転中興して、妙心寺を再営し給ふ。当山は御弟子義天大和尚に看住させ給ふ。師入滅五、三年以前より、順次輪番に当山の住職勤務可仕旨、命じ於れ、宝徳二年庚午八月廿六日に始て義天和尚入寺の式を行はる。次に雲谷和尚・桃隱和尚等も入寺有りて、於に今、順次の勤務住職也。

一、むかしは、常住より寺中へ、南北・東西廊下継にして、曲々は灯籠を立、雨天にも不笠、闇夜に無灯にて徘徊す。山中に竹木もなく、通路の外は諸堂・諸院にて錐地もなきよし申伝ふ。日本の禪僧、青龍山に不登ものは宗門の僧と不云。寺中僧侶下部に至迄、二時は常住にて飯すとかや。諸檀越の志有りて当山を護法する事也。門外には神社・仏塔少し。比丘尼寺有、大疑庵といふ。延寿堂有。於に今、其跡地顯然たり。其外、常住の扶持人等茅屋五拾軒余り並びたり。下鎮守福宮境内并大県宮旧地とも御除地也。大県宮は大疑庵の鎮守也。⁽²⁴⁾

一、草創より百年程の間、広大なる繁昌也。其后何となく次第に衰へ、法義も疎く、剩天下兵乱の時至り、宗門の徒も往来絶々なり。檀心もまた帰惡し、寺領も減じて、後は無縁の地とぞ成。諸堂も補修なければ、星霜つもりて大破・小破の愁のみ。或は兵火に犯れ、或(は)破滅して残少に成にけり。寺僧も縁を求て退ぬ。常住の諸器は奪れ、雜人乱入の悪事をなし、乱世なれば力なし。天文のころ、大破したる方丈・庫裏計り也。南北の谷に塔頭も茅屋十軒計と成。其外、柱礎のみ残りたり。天文の末、世も少し静也。

用玄和尚、宗門中一世間の志を集て、元龜の始、方丈計再建し、内造作もなく、また廿四、五年過て大破となる。関ヶ原兵乱の節、寺家多く破滅して、残たるは南三軒也といふ。

予思ふに、関ヶ原兵乱の節、寺家多く破滅といふ事いぶかし。関ヶ原乱は、秀吉公寺領御寄附の後也。尤、福島の家臣桂市兵衛五百騎にて、瑞泉寺に宿陣すると云事有。

一、文禄年中、太閤様の御時、城主石川備前守公用にて上洛し給ふ。臥龍の塔主忠首座は備州に好身^(ママ)たり。上京して妙心寺養徳の真首座に旧知故、同心して備州の御宿所へ出、瑞泉の為体をかたり、二僧とも涙を流し、用玄和尚再建したれど廿年過て修補の力無之、又、大破に及ぶ。脇堂なれば、板棚を作り両尊を安置したる計也。仏器なれば、仏餉の粟米なし。灯基なれば、油料なし。且、望月忌には臥龍庵より黒飯など運び奉供仕る計也。寺僧は縁を求て国々へ引退。今、在郷に縁なき者両三人、日鉢して月日を送り侍る。其後も、居所の体、むかしに引替て月光を灯火とす。願くは、唯両尊容の仏餉料ほど御寄附あるよしに願侍れば、備前守より言上し、寺領高五拾石の地を御寄附給ふ。則、御朱印^(頂戴)記裁して、忠首座帰寺したり。(文禄五年の事也。仍て年々破損修理懈怠なきもの也)⁽²⁵⁾

一、開基内田左衛門次郎、法号仏濟無心居士と云。没したる年号・月日、葬地も不知。

予思ふに、左衛門次郎とは民間の名にもあらず。其節の親王家に仕たる人歟。

一、達磨大師の尊像・秀吉公の尊像等、文政二年己卯の春建立し、安置す。

里語に、むかし兵乱の節、両開山の尊像を、龍濟庵の住僧、柱杖にて荷ひ、各務原に逃たるといふ。ゆへに雨にさ(ム)れて、尊容は甚だ古びたり。又曰、六月大魃の節は、農民、其尊像をラガセの池に入て、雨を祈たるといふこと有。(今に、水無月の比、

此寺にても、宿龍池に雨を祈る事間々有之。⁽²⁸⁾)
 一、当山より妙心寺一派の僧へ、追贈の職状を降下する事有。大沢
 禅師の規定如左。

定

当山住（持）職之事、為開山、子孫之諸老、順次勤務可被致
 之事

一、縱令雖為其仁沒後、依児孫之願望者、可被準當山一世之視
 篆之事

一、諸転位等者、上香開山真前而、職狀可有降下之事
 右（之）件々、先師遺命之定規也

康正二年丙子九月廿八日⁽²⁹⁾

現青龍山主玄朔、於尔慈明庵下書

義天和尚の塔主黃梅院

永享七年乙卯に義天大和尚草創の道場也。旧地は今、御廟の所也。
 義天、雪江と相続して、其後無住にて廃す。旧地は臨溪院へ接入す。

年月不詳。龍濟庵の住僧乾瑞首座、中興して今の寺を再建す。本願
 人、犬山加藤市兵衛と有。草創の時か再建の時か不知。開祖は濃州

可児郡御嶽愚溪寺建立にて、其後、洛西龍安寺を建立草創す。勅諡、
 大慈惠光禪師。

雲谷和尚の塔主龍濟庵

宝徳二年庚午に雲谷大和尚草創の道場也。其後、濃州武儀郡谷口

都正法山に大心院を建立し給ふ開山と称す。勅諡、木如実性禪師。

村に汾陽寺建立して移転す。汾陽にて七月八日、後山の峯に登り遷
 化すと云て、其行方不知。勅諡、仏智広照禪師。

予思ふに、川向なる宝積寺村に住給ふ事ありしや。法積は寺号也。
 むかし法積寺有て、谷口村へ易地す。又、谷口村より取組村へ易地
 す。今の取組法積寺是也。龍濟庵二世の墓は、むかし法積寺村に有
 て、龍濟庵へ易地する事聞へける。

桃隱和尚の塔主慈明庵

草創の年月も不知。地は妙喜の北、龍泉の南也。今、龍濟庵へ接
 入す。牌面は龍濟庵に有。桃隱大和尚、後に勢州保浦大樹寺を建立
 し、移転し給ふ。慈明庵廢したる年月も不知。勅諡、真源大沢禪師。

義天・雲谷・桃隱、此三大和尚は開山の弟子にて、印可の三僧也。
 黒衣にて、終に前版に^(マニ)^(表カ)転位の沙汰もなし。瑞泉入寺の住持大和尚と
 称奉る。しかし、義天大和尚は、紫野の請を得て大徳寺の住職後、
 又、花園にも住職して妙心寺五世也。

雪江和尚の塔主妙喜庵

永享十年戊午に雪江大和尚草創（の）道場也。其後中絶してあり
 しを、臨溪院住持体道大和尚中興し給ふ。雪江大和尚は妙心寺の請
 を得て妙心六世の住職也。勅諡、仏日真照禪師。

景川和尚の塔主龍泉院

応仁弐年子に景川大和尚草創の道場也。旧名、大龜庵と云。妙心
 寺へ移転して龍泉院といふを建立し、瑞泉の格に習て四派の本庵と
 す。文明七年、奉勅大徳寺へ遷住有り。又、細川政元の請にて、京

悟溪和尚の塔主臥龍庵

文正元年戊午(丙戌)に悟溪大和尚草創の道場也。後、斎藤利藤の請にて、濃州上加納村に金宝山瑞龍寺を建立し、一派の本山とす。後花園院為官寺賜勅額。後土御門院(ママ)綸命有て十刹の位列し、西堂の綸旨を頂き、瑞龍寺并当庵より西堂の職状降下する事也。又、妙心寺え移転し、東海庵を建立し、瑞泉寺の格に四派の本庵とす。文明二年、奉勅大徳寺入寺、又、谷口村汾陽寺を中興す。特賜、大興心字禪師。

特芳和尚の塔主輝東庵

文明元年己丑に特芳大和尚草創の道場也。同十年戊戌秋、奉勅大徳寺へ移転有。其節の示衆に曰、天下大禪仏即是万人傑。又、妙心寺へ移転。勅謚、大寂常照禪師。式人弟子有、大休大和尚・鄧林大和尚と云。大休は当庵の二世、三年の後、妙心寺へ移転。当山の格に習て靈雲院を建立し、特芳の本庵とす。後奈良院、法を問たまひて弟子の礼を執らせられ、時々靈雲院へ御幸有り。其後、今川義元、駿府に臨済寺を建立し、大休大和尚を請して開山とす。靈雲に在住の節、天皇より国師号を賜る。和尚固辞す。いまだ閑山に国師号なしとて、閑山へ其号を譲らせられたり。その翌年、閑山に国師の勅許有り。仍て大休和尚へ特賜、円満本光国師と賜りける。これを妙心寺派にて国師の始と云。鄧林大和尚は細川氏の子なり。政元執奏にて、後柏原院御帰依有。妙心寺住職、紫衣着用可致の綸旨を賜る。是より入寺の節、奉勅天來臨と成。此和尚、瑞泉寺にて古有院を建立し給ふ。此庵破壊す。

東陽和尚の塔主臨溪院

文明十四年、丹州龍興寺より奉勅大徳寺へ入寺有。三年の後、妙

心寺へ移転。妙心寺より当山へ輪住有りて、当院を建立し、東陽の道場とす。又、濃州にて新加納少林寺・細目大仙寺・定惠寺等開基し給ふ。妙心にては聖沢院を建立し、四派本庵とす。勅謚、大道心源禪師。

犬山里語記 卷の四上終

了義山徳授寺

禅宗閑山派妙心寺の末也。紫衣地。境内、五反歩御除地。此有坪五千六百十九坪。内、西にて八百六拾四坪、町家へ貸地となる。開山柏庭大和尚、(此寺地を)⁽²⁹⁾永樂錢百貫文にて求給ふといふ事、里語に聞伝ふ。犬山七ヶ所の御朱印といふ事聞侍る。神戸長藏一紙の御朱印は六ヶ所也。此寺を入て七ヶ所と成と云事有。不詳。当寺は文明八年申に柏庭和尚草建して徳寿院と号す。以前、桃隱和尚卓錫の地なれば、桃隱和尚を勧請して開山とす。老後、三州萩平の山中に一寺を建立し、三玄寺と号して柏庭大和尚の開山所也。柏庭和尚行状曰、織田大和守御城主の節、和尚を妙心寺より請して一寺を建立させ給ふ。則、柏庭一派草創の本寺と称す。妙心寺は香衣の山にて、紫衣は大徳寺に有之處、此和尚はじめて妙心寺に入寺、紫衣を開発し給ふ。参内の時、御簾を手づからかゝげて龍顔を拝し奉りたり。後土御門院也。王曰、対王法如是不^是。師答曰、対仏法。と天子問答有。此時、蘊糸の袈沙・蜀江錦の座具を賜りて、於に今、当寺の

什宝也。当山の二世は天真大和尚と云。此僧は南禅寺の僧にて、ある時、景川和尚妙心に在り、出て法を問ふ。師答曰、われに仏法なし。尾の了義山に有り。往て聞べしと。則、当山へ天真来りて、柏庭の印可をうけ、二世の住職と成。これを世に毘天真と呼ぶ。当山住持中に開山徒出給ふ一僧來りけるを留て看住させ、其身にて行脚に出給ふ。三とせの後帰りて、看住させたる僧に問答し、柱杖にて其僧を門外に打出し、天真こゝに住す。三世よりは、開山の徒、順次輪番す。誰が先居か後住か不詳。其名は法系にしるす。天正十式年甲申、小牧山御陣の節、常住に殿堂及び塔頭院々迄陣営にかりられて、只、慶雲庵のみ残りたり。石原真禪寺の住持説道大和尚住番の時、真禪(寺)末(寺)帷子村常樂寺をこぼし、徳授寺を再建し給ふ。其弟子江雪和尚迄輪住也。慶安四年卯に總見寺より台嚴和尚入寺して以来、持住寺と成。むかしは説道大和尚を中興とし、今は台嚴和尚をして中興とす。台嚴・潭州、又、總見寺より実海入寺。大陽・聖麟。此聖麟退寺して大陽の徒丈嶽相続し、一溪、悟山、頭宗と相続す。寛文七年未に、總見寺梁南大和尚住番の節、^(寿)徳授院を徳授寺と改む。

御証文 左の通。

以上

徳授院^(ママ)之儀、如前々不可有相違候、仍而如件

天正十五年

武田五郎三郎

清利^(アリ)
書判

納所

天外和尚の塔主慶雲庵

一、方丈の本尊觀世音は、濃州恵那郡岩村大渕寺山門の本尊なるを、乱逆の節、寺僧往迎て来るといふ。

徳授院寺職并竹木共、如前々不可有相違、為其如此候、恐々謹言し。尾の了義山に有り。往て聞べしと。則、当山へ天真来りて、柏庭の印可をうけ、二世の住職と成。これを世に毘天真と呼ぶ。当山住持中に開山徒出給ふ一僧來りけるを留て看住させ、其身にて行脚に出給ふ。三とせの後帰りて、看住させたる僧に問答し、柱杖にて其僧を門外に打出し、天真こゝに住す。三世よりは、開山の徒、順次輪番す。誰が先居か後住か不詳。其名は法系にしるす。天正十式

以上
徳授院寺職并竹木共、如前々不可有相違、為其如此候、恐々謹言
者、急度可申付候、恐々謹言
天正十五年
勘兵衛
雄良^(マサ)
書判

七月三日

納所

以上

當寺地子并竹木、如前々令免許候、若不寄誰ニ猥^(ミ)之族於在之者、急度可申付候、恐々謹言

文禄四年

石川備前守

八月廿日

光吉 書判

徳寿院

侍者御中

犬山之内、貴寺御屋敷藪共、永代令寄進者也、仍而如件
慶長七年

十二月五日
徳寿院
小笠原和泉守

吉次 書判

徳寿院

以上

徳授院^(ママ)之儀、如前々不可有相違候、仍而如件

天正十五年

武田五郎三郎

清利^(アリ)
書判

納所

永正三年寅に建立。境内、壱反四畝十武歩。此有坪八百十八坪也。

西にて三百九十一坪、町家へかし地。

祥麟和尚塔主龍雲庵

慶長八年卯に建立といふ。再建の時なる歟。当庵は陣営に壞たり。

再建は陽徳首座といふ。境内、壱反四畝拾八歩。此有坪千百四十九坪也。

朴翁和尚の塔主祥雲庵

当庵は、今、末寺となる。

芳岩和尚の塔主乾徳庵

陣営に壞れて後、廢寺と成。

玉清庵・泰月庵・自濟庵・臨清庵

右の四ヶ庵も陣営に壞れて後、廢寺と成。但し、玉清庵は再建有
し事可有。寛永十五年迄、慶玉首座と云僧、住職と見へたり。此僧
退院の節、什物・旦方等預り置、後住入院の上は返し可被相渡旨の一札証文、先年有の由に聞へける。今、常住の旦方は此玉清庵の旦方なるべし。玉清・泰月・臨清・自濟・乾徳等の旧地、今、不知。開祖も不詳。

一、当寺、明応七年午より慶長九年辰迄百七年間、輪住也。同年より寛永元年子迄、真禪寺説道大和尚入寺にて兼常住職。同年より正保元年申迄、同寺江雪和尚入寺、兼常。正保元年より慶安三年迄、虚席にして、同四年より台岩和尚持住地とす。当山の末寺

当所

祥雲寺

丹羽郡木津村 吸江庵

葉栗郡大化村 能化庵

此能化庵は、明和年中、聖麟和尚代、他宗の末に譲り遣し、今又、
笛野妙光寺の末と云。

徳授寺法系

景川大和尚の法子

柏庭宗松大和尚

天真宗昂

月湖宗冲

義雲祖敵

叔栄宗茂

今、柏庭の一派は皆此法孫也。

天外慶才

祥麟宗禎

真龍惣戻

説道宗閔——江雪宗貞 此法絶す。

朴翁繼淳——保岩乾祐 此法絶す。

天真大和尚は当山二世にして持住成べし。塔も開山塔に並ぶ。月湖大和尚は無玄寺の住職也。其余の大和尚、当山に輪住す。当山は天允派(アマ)にて相続あるべき所、天外の法、保岩にて相続の僧なし。絶

す。祥麟の法、江雪にて絶す。中興台岩は總見寺の分法也。忠嶽の法にして、三玄寺月湖大和尚の法孫也。

金剛山祥雲寺

禪宗関山派、当所徳授寺の末也。平僧地。境内、壱反九畝拾歩、前々除。此有坪千六拾六坪也。開祖は朴翁大和尚にして、大永六年に徳寿院境内において塔主建立。中興、紹怡首座。承応式年已に今地に再建し給ふ。

一、当寺のむかしは徳寿院境内の塔頭にて、祥雲庵といふ。天正の兵乱に庵室を陣営に壊れ、廢寺となる。紹怡代、此所に易地して末寺とす。寛政七年卯十月、庵号を寺号に改む。禪躰尊座代也。文化八年辛未に寺を再建し、南向なるを東向とす。惣門も当代に再建す。門前にて、町地、南北四尺、東西十五間借り地。

里語に、当庵のむかし、天正の兵乱に羽黒の陣営にかりられ、悲哉、池田・森の両將敗軍して寺を再建する事不能。乱後に至りて、住僧、羽黒村の陣営え行、寺務をつとめたりと云。其後、此所に易地して再建す。旦方の中に、河村党の先祖の石碑^(カ)は羽黒村より取はこびたるよし申伝ふ。右の謂なる事歟。

神護山先聖寺

禪宗黃檗派、宇治万福寺の末にて黒龍派^(龍か)なり。開山は潮音大和尚。

開基は玉堂大和尚也。はじめ、当所熊野町熊野權現の社地に建立して、熊野山先聖寺と云。其始は如左。

一、寛文十三年丑に、熊野權現の社守養順と云僧、真言宗にて高野山円明院弟子、禪宗黃檗派に改宗仕度出願の処不叶して、養順立

退く。延宝四年に、名古屋竹屋町にて東本願寺宗先聖寺と云潰寺の号を求得て、黃檗派熊野山先聖寺と同年七月十二日願済、玉堂和尚開基し給ふ。元禄八年迄玉堂住職す。退寺の後、弟子翠山看住す。同年七月、本山より町奉行所へ書状到来。同十一年五月、雷谷和尚入寺。同十四年に示寂。依て同宗同派濃州加茂郡田原村小松寺より、無住中、代判可致旨被仰付候。其後、六収和尚入寺。宝永六年丑に退院す。此六収は何の弟子なる歎不知。寺の派にあらず。故に入寺の後、小松寺の和尚來りて曰、この僧他派也。何ぞ此寺に住するや、とて柱杖を以て六収をうつ。近辺の隣俗、はせ集り支へたり。終に小松寺の和尚を門外へ押し出したりと云事、里語に聞へける。⁽³⁶⁾ 同年、淡口和尚入寺。正徳五年に後住來鳳和尚入寺す。

一、正徳五年未九月、両寺納得の上出願して、右先聖寺を外町天神庵の地に易地。權現の社は熊野町に残し、天神の社は外町に残し、神護山先聖寺に改む。天神社守翠山を熊野權現の社守とす。

一、先聖寺境内野畠け五百坪は年貢地也。諸役上納可勤の極也。天神地は前々除壱畝十五歩。社守地、三畝十五歩。年貢地五百坪の分壱反六畝廿歩。年貢地、外に下本町十兵衛控地・寂翁控地等なり。

一、享保三年戌十月、仏殿建立。此仏殿は北州の代に焼失す。

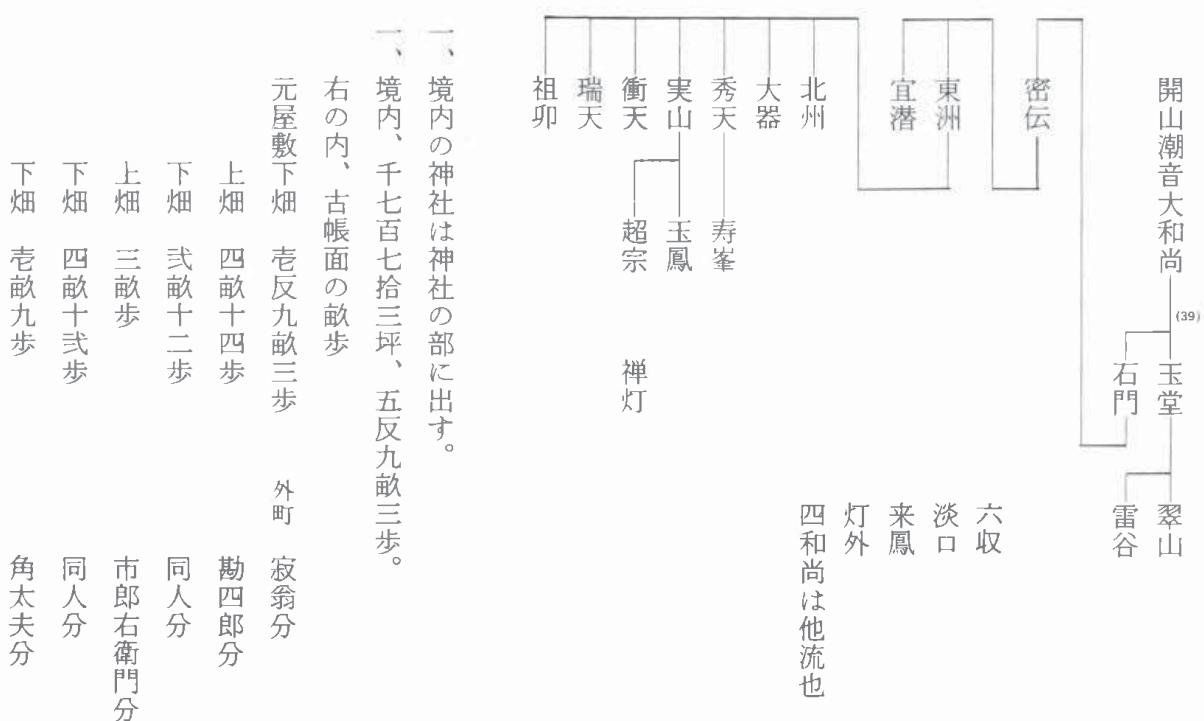
一、同六年丑七月、来鳳に隠居被仰付、今日中に寺を明け、什物、外町の町代に預り可申旨被仰付候。

里語に、来鳳和尚に此難ある事ふしん也。和尚はよき僧也。嚴

命をうけて寺へ帰り、本尊を拝して、庫裡へも立寄ず、直に退き給ふ。帰依の人々、追かけて対面せしに、江戸へ下らんと東海道

一、同七年、大風吹て門を吹倒す。是時迄、大門口は今之境内西に有。長吏やしきの西下より北へ入る事也。同九年辰六月、南大門に替る。今、長吏屋敷の東添藪際の道、是也。むかしより天神社地へ通ひし是也といふ。

保元年に来鳳隱居、灯外入寺と有。六収・淡口・来鳳・灯外、此四和尚は他流にて、先聖寺の世代に入。灯外の退寺は不知。同十式年未六月、出羽の国より密伝和尚入寺。此僧を当寺の中興とす。本山命にて黒龍派相続。これは玉堂の法弟石門和尚の弟子也。(蘿カ) 同十三年より盆の大施嫁始る。同年、外町西側にて家屋敷を買求、大門口町並に替る。仏殿・位牌堂西向の処、仏殿は東向に直し、位牌堂は南向とす。当代禪灯和尚、位牌堂を取壊して、仏殿を南へ移したり。 同十五年に開堂執行。其弟（子）東洲和尚、羽州より入寺。其弟子北州和尚、羽州より入寺。当代に仏堂・庫裡焼失す。(38) 再建して、弟子玉鳳長老を看住とす。玉鳳示寂す。法弟起宗住職す。方丈建立。文化十四年丑に鐘樓門建立。同年八月、黒龍山(蘿カ) の請を得て、輪番職登山有。大和尚と成。文政四年巳、帰寺して隱居し、弟子禪灯和尚住職となる。超宗大和尚、本山の請預り、監寺に黄檗山へ登り給ふ。



浅間	下畠	八歩	散田地
上畠	式畠歩		
これは長吏裏の方			分散屋敷
墓の下上畠	六畠十式歩	下本町十兵衛分	
同 同 下畠	式畠九歩	同人分	
メ 四反五畠式拾歩			
下畠	式畠三歩	天神地外町除	
式畠歩	式畠歩	浅間御除地	
右差引 九畠拾歩延畠有			
外に中畠 拾八歩		大門口日役地の継	
浅間下下畠 壱畠六歩	大本町加兵衛分	御高付	
同 同 三畠十七歩	上本町清左衛門分		
此式ヶ所は、村御氏墓所の代りに買添、寄附の由申伝。右(の)煙並、往古の大門跡也。一曲輪領畠、寺の垣外に有。当寺年貢地の分は五反三畠四歩。天神地共に此よし聞侍る。			
一、熊野庵			
是は熊野町にて熊野社守の庵。当寺の持也。 ⁽⁴¹⁾			
一、御領分に、黄檗派七ヶ寺・五庵といふ事有。先聖寺は七ヶ寺の内。又、天神庵も五庵の内也と聞へける。			
日輪山常満寺			
浄土宗西山派。京、粟生山光明寺・同禪林寺両山の末にて、上人			

地也。境内、五反四畠十三歩前々除。此有坪五反四畠七歩。外に観音堂跡、壺畠廿四歩前々除。今、鶴飼町坂口北の竹藪是也。近來、旧地の替地。

一、開山は東安上人也。人皇九十一代伏見院御宇、正応四年辛卯八月建立、抑、東安上人は、後白河院貞永元年、讃岐国鶴足と云所に生れ、十式年にて普通寺に登り出家し給ふ。十八歳の秋、高野山に登りて真言の奥義を極め、かねて天台の法義を伺ひ、日夜、出離・生死の道を願ひ給ふ。しかるに上人五十七歳にして、源空上人の選択集を披覽し給ひて、生死を出るのこゝちぞし給ひける。終に念佛門に心をよせ、称名の行者と成りて信州善光寺如来を信じ給ふ。如來來迎し給ふ夢を見、悦て善光寺に参詣し、七日参籠し給ふ。満する夜、夢に、汝はこれより尾張國に到り、有縁の衆生を結縁すべしと告給ふ。夫より当國に來り給ふ。又、其夜の夢に、汝がすむところは日輪彰向有べしと告給ふ。正応四年八月十五日に日輪彰向し給ふ。信感の余り一字を建立し、日輪山常満寺と号す。永仁元年巳四月朔日、歳六拾四にて示寂し給ふ。

寺家定照院

開祖は当山廿三世玉翁尤侃上人也。境内、東西廿壺間、南北十九間。此有坪五百五坪也。天正八年の建立にて、鶴栖軒といふ。貞享のころ、鶴の字を憚りて定照院に改む。

寺家林桃院

開祖は明阿了真上人。天正二年の建立。境内、南北九間、東西八間。宝暦九年、盈寺に成。

一、当寺の末寺は丹羽郡柏森村解脱山専修院といふ。上人地也。此

寺、東安上人を開山とす。^{o⁽⁴²⁾}

一部山専念寺

浄土宗鎮西派白旗流。京都智恩院末也。境内、東西五十間、南北六十間、前々除。此有坪武千三百六十四坪也。大門口、むかしは常満寺の並の大本町にて有りし由。何の代にか今の南口大門になる。上人地也。

大門口替りたる事は延宝年中か。今の大門口は、むかし円光院の

大門なるよし、里語に聞侍る。

一、開山は讚譽故念上人。弘治元年乙卯に建立。此上人は御城主池田御氏に有縁にて、此地を賜り給ふと云。安土論に出させ給ふ上人、三部經を三つに分けて、日本に三ヶ寺を建立し、一部山と号したり。

一、専念寺東門前替地に快教院屋敷相渡る。今の真譽院也。于時、延宝式年甲寅霜月二日、御城代飯田久左衛門、御奉行所三村清右衛門・

上田久兵衛、住持は広説寂譽代。

一、専念寺へ快教院裏敷の内、除地南北三間武尺、東西廿間永代買取といふ事有り。請人本人以判形、両寺家立合、手形取置候事と有り。寛文九年己酉極月廿六日、近譽代。

一、西下屋敷、南北廿五間、東西武尺。^(問) 右は慕譽重誓比丘尼替地取。

寛文五年己亥六月三日、御目付細野藤助、代官前嶋助右衛門・片川四兵衛、近譽満雪代。

右、此三ヶ条は専念寺過去帳の裏に認有。

寺家円光院

開祖は不知。慶長元年の建立。境内、東西十五間、南北廿間也。

外に真譽地北にて巾三間八分、長十武間四分（の）控地有。

里語に、むかし上み大本町に浄土宗円光寺あり、後、専念寺寺家に成と云事聞へける。詳に不知。真譽地北にて、控地は大門口。むかし円光院の大門を専念寺大門口とす。故に其替地也と聞ゆ。むかし円光院は廃寺となりたるやしぬれず。

寺家真譽院

開祖は西願と申僧。寛水廿年に建立。境内、東西十八間、南北十四間也。明和九年迄住持相続有。其後、無住と成て安永七年戊十一月、願の上盈寺とす。此地、むかしは修驗快教院の住居也。開基は寛永廿年といへども、快教院、坂下薬師堂守に移りたるは延宝式年の寅也。西願といふ僧は、下大本町西側に名栗町分西願屋敷（・西俱屋敷）といふ有。西願は西俱の北也。此所より易地したる寺也と見ゆ。年代速遅不詳。

一翁山妙感寺

日蓮宗。京都叡昌山本法寺末にて、一致派日親流。代々上人地也。境内・山林共、九反八畝廿步前々除。此有坪三千八百八十八坪。外に島け壱反歩、年貢地。里俗、此寺を山でらと云。

一、開山は松樹院日用上人。寛永十七年辰に建立。其後、寛文八年申に本地院日栄上人再建。此地のむかしは犬山惣三昧也。此寺、寛文の以前は下も^(ママ)大本町に有り、墓地狭き故にこゝに易地すと云。下も大本町東側に、むかしより禪宗曹洞派天岳寺と云有。住

僧一画円公首座と云僧、或夜盜賊の為に首を取られたり。其後、無住にて日蓮宗に改寺す。一画の一、円公の公を以て一翁山と号すると云。

御大工前力市右衛門女房は、代々当寺の旦那也。これは寛文再建の節、前力棟梁す。寺出来たりといへども、旦家のなき事を上人思ひ悲しみてかたり給ふ。市右衛門曰、わが女房、近比縁付來りていまだ犬山に旦那寺なし。幸なる哉、当寺の旦方とせんと云。

上人、悦て諾す。故に以来代々の女房、当寺の旦方也と云々。

妙立山本光寺

日蓮宗一致派。下総国正中山法華経寺末也。日常流。境内、壺反

四畝廿三歩前々除。此有坪四百三十四坪也。外に式反五畝歩外畠有之候處、何の代にか失ひける。当寺は平僧地也。

一、開山は大僧都日長上人と云。文龜三年に建立。元文四年未に類焼して什物等焼亡す。其後、日源と云僧、仮寺建立す。又、文政十弐年丑に類焼す。

一、妙見宮は神社の部(に)出す。

龍運山妙海寺

日蓮宗。京都本法寺末にて妙感寺同様也。平僧地。境内、七畝十

四歩前々除。此有坪四百四坪也。外に畠式畝余御除地。玄番やしきに有之よし

但し、大門口百十式坪余町地借り入、又、大門南添にて文化十三年に老間通り町地かり入。当寺のむかしは大門口、今、本光寺より通路の所是也。三ヶ寺共に一大門の由申伝ふ。

一、開山は^(證)上人。文龜二年に建立。元文四年未に類焼して什物

等焼亡す。其後、日光と云僧、仮寺建立す。文政十二年に類焼なり。

一、町並・両寺の間なる人家は、むかし同宗にて妙国寺といふ寺有、今、廢寺となる。妙海寺大門口は、むかし妙国寺の墓地なるよし

申伝ふ。

右、三ヶ寺地子御免許の御証文如左。

熊野町法華宗寺屋敷、東西四十間余南北三拾間余地下以下、永代令寄進事、全不可有相違者也。

天正十八

九月十九日

武藏入

法華宗寺

常閑 黒印

惣坊中

右の御証文、妙海寺本尊の裏に張付置候處、元文の類焼に惜哉焼亡すといふ。

一、妙海寺の神社、其部に出す。

本龍寺

淨土真宗。東本願寺末也。境内、壺反八畝拾一步前々除。此有坪

四百七拾壺坪。北境にて拾六坪余町地買入あり。

一、開基は了西と云。明応六年癸巳に草創。了西は濃州各務郡宇留

馬城主大沢和泉守正吉の長子、同苗治郎左衛門尉藤原正継、法体して濃州了西と号す。一字を鶴沼の駅中に建立。其後、永正十一

年甲戌八月、犬山小嶋の里に易地して西藏坊といふ。又、慶長十四年己酉に本龍寺と改む。永禄五年、各務原に尊亡祐円信士等の石塔を築く。これを三つ塚といふ。青龍山瑞泉寺に祠る牌面は月窓祐円居士とあり。

文政十弐年丑四月、甲斐国山梨郡立川庄鎮日村大沢由右衛門益正と云人、小子を尋来れり、物がたりす。余は大沢氏にて、今般上京の折から先祖の墓に詣んとて、鵜沼駅に宿かりて各務の原の三塚に拜礼、其辺の農家に入て古き所謂を尋侍れど知る人なし。犬山本龍寺は大沢の正統なれば、かしこに問んとかの寺に行尋しも、住僧の答に、むかし当寺焼失して旧記を失ふ故に詳ならずと答給ふ。^(記)わが家は、正吉より当代廿四世の孫、血縁相続して旧地・系図等も持侍たりといふ。其系に、和泉国葛城山の城主和泉守の子、濃州各務郡宇留馬村志水山に城を築て城主に成。采地三千貫を領すと。信長公の為に破軍して子息源治(郎)正成夫婦共討死す。源治郎正成の子、治郎左衛門正継也。余が家は正継の第也。正継、一に正次と有。正次の家は本龍寺也。今、三つ塚を拜礼するに旧記の如し。法名存す上々に梵字五つ有。^(ヌヌエモヌ)月窓祐円信士、永禄五年壬卯八月十五日。源治郎正成は喜伯宗歎禪定門、妻は大道如泉禪定尼と彫付たり。城跡の山を此辺にて何山と申候哉。旧記には志水山霧が城と書付有し由、物がたりす。

一、顯如上人、東閬草津を装んと給ふ時、先づ尾州十四ヶ寺に御廻文を下し給ふ。足近村西芳寺に是を秘藏す。其期に及て、上人、

当寺に御止宿有。御城主小笠原の御時也。于時、慶長十九年甲寅六月と云。御城主様より遠藤宗善を御使者として、御馬一疋被為進たり。其後、延宝七年未五月十六日、一如上人御成、御昼休有之。御城主様より森治兵衛御使者として、氷餅并御酒被為進たるといふ。右は本龍寺寺伝に見ゆ。

一、或書に、大沢治郎左衛門発心して、明応癸丑年、蓮如上人御門弟と成り、法号了西と給り、則、鵜沼駅中に一字を建、先師開山聖人九字名号を安置し、後、尾州犬山余坂村小嶋の里に茅庵を構立。永正十一年甲戌八月十二日、突如上人より本尊を給り、法名を西藏坊と下さる。享禄五年四月廿日、證如上人、其嗣住職了恩と坊号を給り、西藏坊正与と号す。第三世の嗣職、慶長八年癸卯四月九日、御裏方に帰参の時、教如上人より法号を空誓と給り、後に庵を同郷四つ屋に移り、此所を寺内と云。同十四年己酉七月廿八日、寺号を本龍寺と給ふ。同十九年甲寅六月廿六日、上人、東都御下向に付、当寺に御止宿。此時、御城主小笠原様より乗馬一疋上人え被奉。宝永十七年庚辰、宣如上人當時、四嗣に法名空善と給り、延宝七年己未正月十六日、一如上人、旧例に依て当寺に御止宿有。御城主様より菓子一器・珍酒一瓶被奉たりと有。

一、絵像の本尊一幅。開山九字名号一幅。

大沢治郎左衛門は英雄、人に勝れて名高し。美濃方の老将と呼れ、屡々、尾州に敵す。羽柴氏これを解て信長公に降らしむ。公の曰く、みのの老臣と呼るゝもの、われに降て何の益がある。首を刎よ。とありければ、羽柴、甚だ迷惑し給ふ。此事、太閤真顕記に見へたり。

天正のころ成りし哉。其後、大沢の行方を(不知)。発心して一字を建立し給ふこと尤なり。しかれども、蓮如上人は大永の示寂にして、

天正迄は年遠し。御門人と成事いぶかし。又、慶長十九年、小笠原

侯は古人なり。犬山退城は慶長十弐年也。又曰、宝永に十七年なし。

寛と宝との書損成歟。

淨誓寺

淨土真宗。東本願寺の末也。境内、壱反弔畝十五歩前々除。此有

坪弔百七拾四坪也。東境にて六坪町地かり入有。

一、開基は心光坊乗阿。天文元年に草創。乗阿は、みのの国山田の

氏族、左京太夫源頼重。延徳元年に蓮如上人に面謁して弟子と成。

明応五年九月、美濃國池田に一字を建立し、蓮如上人より六字の名号を下し給ふ。又、画像を給る。天文年中に犬山へ移る。天正年、石山合戦の節、住僧淨念加之、粉骨碎身の勵をす。依て教如上人より自画自贊の画像を慶長十九年に賜る。その子賢龍、元和五年に淨誓寺と改む。

里語に、むかし此寺、木の下村に有し由。

円明寺

淨土真宗東派にて、三州碧海郡佐々木村上宮寺末也。境内、壱反

弔十五步前々除。この有坪四百四十九坪也。西境に百六十三坪毫歩町地買入有。

(狭)間の有し由申伝ふ。今の門は、むかし御城より古門を戴き、建たりと伝ふ。

日光山正久寺

淨土真宗東派。名古屋勝曼寺の末也。境内、九畝十五歩御除地。

蓮如上人の教示に預り、二男助五郎成長出家せしむ。法名淨念と賜る。後に上宮寺にたどり、当所中切村に來りて一字を建立す。

元和八年戌八月、円明寺と改む。明応五年、蓮如上人より六字の名号を賜る。其後、大本絵像を賜る。

西蓮寺

本寺は右円明寺同断。境内、八畝步前々除。此有坪弔百七拾七坪

也。東境にて七十七坪弔歩町地買添。

一、開基は真藏坊。文亀三年に草創。真藏坊真慶、俗姓は、美濃國

土岐の氏族、左京之進源頼茂也。蓮如上人の弟子と成、出家せしむ。慶長十四年酉に西蓮寺と改む。此寺、むかしより北宿西蓮寺と申由聞へける。本尊の裏に、草創は明応二年九月と有よし。

願入寺

淨土真宗。東本願寺の末也。境内、八畝十歩は前々除。有坪弔百

八十三坪。東西にて七十三坪、村方へかし地と成。開基は西蓮寺肉弟の由に申伝ふ。当寺のむかしは中切の道場と呼し由。寛永十九年壬午に草創。開祖名は不知。御門主様に仕へ奉る。犬山に帰りて一字を建立す。或時、御門主様鵜沼宿に御止宿有。御目見に罷出候處、朝暮勤行の釣鐘を御免許被遊候。

里語に、此寺のむかし何人の住たる跡歟、西の石がけの上塙に矢

正久の弟也と云。天正年中に草創。寛永十三年丙子十月、西教房を開基は西教房道珍と云。俗姓は、濃州各務郡伊木の城主伊木長門守

正久寺と改む。当寺（の）伝記如左。

むかし、当村下の里にありける日光山阿弥陀堂大教坊と申也。今
に其旧跡を存す。石像の如来を安置す。伊木長門守正久⁽⁴⁷⁾、野武士の
為に伊木の城を破軍して嗟々悲むべし。此弥陀堂に入て住僧を頼み、
卒に自害し給ひける。末期に曰く、家に秘め置たる親鸞聖人真筆の
名号有り、これを当寺に附属す。永く菩提を弔ひ給へ、と有。より
早く兵火起りて正久こそはなく成給ひける、大教坊驚き、とやせん
かくやあらんと炎の中に立騒たれば、かの真筆は恐るべし、尊むべ
し、火中一樹の梢にかゝらせ給ひ、両端は炎に焦るといへども、上
人の真筆に一毫の穢もなく、南無不可思議の光^(ママ)りを放ち、光明かく
やくとして炎を拂せ給ふ。大教房は嗟々ありがたの涙にむせび、此
一軸をひめおさめ、其後、今の一宇を建て、正久の御名をとりて、

日光山正久寺とす。蓮如上人の御代、御披露を遂奉り、則、御袖の
二軸を御染筆下し給ふ。当山三幅の宝物也。世に、やけのこりの名
号と崇め奉る。伊木正久の御菩提弔ひ奉る事、今に到りて寺号にし
るし。

一、当山は、むかしは名古屋街道に門の有し由。朝暮の競閉をいと
いて境内の境に引く。又、其後今之境内へ引たり。此門口道通は
犬山^(ママ)島^(ママ)にて、木の下村高之内、上畠式畠廿三歩、中畠式畠九歩、
高合て七斗六升式合の所也。年貢地。
一、当寺に、羽黒山より伐出し候花（松）札有と聞ゆ。何れの御代
に給りたる欤（不知）⁽⁴⁸⁾。一日に一駄一荷伐出し御免札載き、今に其
かたしるしと云。

注

- (1) 名古屋市立博物館蔵本（以下、名博物館本という）に記載。国会図書館蔵写本（以下、国会図書本という）及び犬山北小学校膳写本（以下、犬山北小本という）も同義文を記載。
- (2) 清僧とは肉食・妻帯しない持戒・持律の僧であるから、清僧地とは清僧の住む地、即ち持戒・持律の寺。
- (3) 名博物館本・国会図書本に記載。
- (4) 新義真言宗。真言宗の新義派。
- (5) 名博物館本・国会図書本では「寺家廃寺の跡也」とあり、犬山北小本では「寺家廃寺の跡也といふ」とある。
- (6) 名博物館本・国会図書本に記載。犬山北小本も同義文を記載。
- (7) 名博物館本・国会図書本に記載。
- (8) 名博物館本・国会図書本に記載。

- (9) 名博物館本・国会図書本では「延享二年丑七月」。
- (10) 名博物館本・国会図書本では「丹羽郡富士山は当寺の持なり。右村に大蔵院有、当寺の末寺也」とあり、犬山北小本も同義文を記載。
- (11) 名博物館本に記載。国会図書本・犬山北小本も同義文を記載。
- (12) 名博物館本・国会図書本・犬山北小本では「成海村」。
- (13) 名博物館本・国会図書本・犬山北小本に記載。
- (14) 名博物館本・国会図書本に記載。
- (15) 名博物館本・国会図書本に記載。犬山北小本も同義文を記載。
- (16) 名博物館本・国会図書本・犬山北小本に記載。
- (17) 名博物館本では「祖師二十八世」、国会図書本では「祖師二十世」。
- (18) 底本では師資間の関係を示す実線は書かれていない。従つて、ここに示した実線は名博物館本・犬山市立図書館蔵写本(近藤秀胤写本)・国会図書本・犬山北小本のそれに依る。
- (19) 犬山北小本に記載。
- (20) 名博物館本・国会図書本に記載。犬山北小本も同義文を記載。
- (21) 同右
- (22) 同右
- (23) 肥田信易は、一六八六年(貞享三)に「溪慧寛が著わした『青龍山瑞泉禪寺記』を参考にしながら『犬山里語記』を執筆したと考えられる。そ
- (24) ここで、寺院の台所の意。
- (25) 名博物館本では、「茅屋五拾軒余り並びたり。」の次に「下鎮守福宮境内、東西八間、南北拾壹間の所除地、大県宮、東西四間、南北四間半除地。是は大疑庵の鎮守の由。延寿堂跡、今に東西九間、南北三拾六間有、村方へ貸し地となる。右何も御除地也」と記載。国会図書本・犬山北小本も同義文を記載。
- (26) 名博物館本・国会図書本・犬山北小本に記載。
- (27) 同右
- (28) 「妙心寺は花園の離宮也。しかるを法皇御帰依によつて閑山和尚へ被下、正法山妙心寺とす。和尚、修理なし。授翁・無因も禅にのみ御心をよせられて修理の事なきけり。離宮の花美なるも朽果たり。依て日峯和尚を請して再興あり(し)より、妙心、今に繁昌す。瑞泉は妙心の為に格別大事の寺なりと聞侍る。」
- (29) 名博物館本・国会図書本に記載。
- (30) 名博物館本・国会図書本・犬山北小本では、「勧請開山は真源大沢禪師也。是は柏庭和尚剃道の本師といへり」とある。禪源大沢禪師は桃源玄朔の勅諡号である。なお、卓錫とは遊行の僧が留まること。
玄瑞濃州源氏
土岐蜂屋族也相攸、遽有清水、湧出巖罅、師就見泉、泉溢成池、宿龍池中是也
- 須臾、有龍而現、其色青光、遊戲登天、師独見、余不能見、乃挿草乎其

本・国会図書本に記載されている部分は次の通りである。

(犬山北小本も同義文を記載)

「当山は柏庭派下の輪番地となる。総見寺・三玄寺・海国寺・真禅寺等より多く勤たり。」「開山柏庭大和尚は其時の御城主肉縁の僧といふ。」

「天正十弐年申、輪番は真禅寺説道和尚也。兼山の城主森武藏守可成・

当御城主勝入斎等に肉縁有。時に小牧山の御合戦に諸堂及塔頭共に対陣

の営に借らん事を頼れ、止む事を不得して終に壊れたり。後、天正十九

年卯に再建す。今の方丈は台岩の時、可児郡音刈村に有し真禅寺の末寺

を壊ち来るといふ。」「むかしの境内と申は、南は正久寺に隣り、東は薬

師寺に境す。今、先聖寺の天満宮も当山の鎮守の社なるよしに云侍る。」

なお、この徳授寺の記事をもつて、名博物館本は巻の四を終り、次は巻の五になつていて。(巻の四下は欠落)。国会図書本は、次に巻の四下として祥雲寺の記事に入っている。又、犬山北小本は、当初から上・下はつけずに祥雲寺の記事に続いている。

(31) 加嶋昌与編『尾州犬山城主記追加城主歴代記』では、天正一二年より一五年七月迄の犬山城の城代かとしている。又、吉野正張著『犬山城主考』では、同期間の城主としている。

(32) 土方勘兵衛雄久。天正一五年七月より一八年七月迄の犬山城主。(『尾

州犬山城主記追加城主歴代記』・『犬山城主考』)

(33) 底本では師資間の関係を示す実線は書かれていない。ここに示した実

線は、『禅学大辞典』(大修館書店発行)所収の『禅宗法系譜』に依るものである。なお、この「系譜」では、天真宗昂が天真昇、祥麟宗禎が祥

麟禎となつており、江雪宗貞・保岩乾祐の記載はない。

(34) 国会図書本・犬山北小本では「黒瀧潮音派」と記載。

(35) 近藤秀胤写本・国会図書本・犬山北小本では「泉正寺」と記載。

(36) 国会図書本・犬山北小本では「同七年」と記載。

(37) 国会図書本・犬山北小本では「同七年寅九月九日」と記載。

(38) 国会図書本では、この次に「後、庫裏は再建す。明和の初、退寺被仰付上り寺となる。東洲の弟子秀天和尚入寺して禪堂再建し示寂す。其祖

弟頭空和尚入寺、此代に庫裡焼失し再建す。隠居して」と記載され、「弟子玉鳳住す」と続く。犬山北小本も同義文で同様。

(39) 底本では師資間の関係を示す実線は書かれていない。ここに示した実線は、犬山北小本のそれに依った。なお、国会図書本ではこの法系の記載はない。

(40) 国会図書本では「村木御氏」、犬山北小本では「埜口氏」と記載。

(41) 国会図書本では、この次に「觀音堂在り、堂舎の部に出す」と記載。

(42) 犬山北小本も同義文記載。

(43) 国会図書本では、この次に「一、当山觀音堂の事は堂舎の部に見えた

り」と記載。

(44) 国会図書本・犬山北小本に記載。

(45) 近藤秀胤写本では「大道妙泉禪定尼」と記載。

(46) 近藤秀胤写本に記載。

(47) 国会図書本では、この下に「其家、今は備前侯の御家臣にて伊木氏三

(48) 五六千石領」と注されている。

(49) 国会図書本では、「長久手御陣の節、池田家に伊木清兵衛とある由いふ

(50) もの在り。さあらば池田侯犬山城主の頃より麾下の大将なる歟」と記載。

国会図書本では「又曰、外宮の御師粟野太夫一曰、林左京太夫此家に伊